

住民監査請求監査結果

第 1 請求の受理

1 請求人

X

2 相手方

札幌市長（以下「市長」という。）及び白石区保健福祉部保護課職員

3 札幌市職員措置請求書（以下「本件措置請求書」という。）の提出日

令和 8 年 4 月 6 日

4 請求の要件審査

この札幌市職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 242 条第 1 項に規定する要件を備えているものと認め、請求の提出日付けで受理した。

第 2 請求の概要

1 相談来所者緊急用非常食（以下「非常食」という。）に係る制度の位置付け

札幌市（以下「市」という。）における非常食の給付は、内部文書において、生活困窮者に対する緊急避難的対応として位置付けられており、「状況回復に必要な最小限度」に限って行うものとされている。

したがって、当該給付は短期的かつ例外的な措置であり、継続的な生活維持手段として用いることは予定されていない。

2 （上記 1 の補足）制度趣旨の具体化

生活困窮者自立相談支援事業等における非常食の給付は、相談支援の過程において、次回の相談機会や外部支援団体への接続までの間の生活を維持するための「つなぎ」の措置として位置付けられるものである。

また、内部文書において、当該給付は「緊急避難的対応」とされ、「状況回復に必要な最小限度」に限って行うものとされている。

この「緊急避難的対応」とは、生活保護の申請受理や各種支援制度の利用開始、又は外部支援団体への接続等により、安定的・継続的な支援に移行するまでの短期間を指すものと解される。

したがって、その期間は制度の性質上、限定的なものと解すべきであり、漫然と長期にわたる生活維持を目的としたものではない。

にもかかわらず、本件においては約 10 日分の非常食の提示がなされており、これは「最小限度」という基準及び「緊急避難的対応」という制度趣旨を大きく逸脱するものである。

3 本件対応の実態

請求人が白石区保健福祉部（以下「白石区」という。）の保護課（以下「白石区保護課」という。）に来所し家庭訪問を受けた際、約 10 日分の非常食（アルファ化米わかめ御飯。以下「わかめ御飯」という。）の提供が提示された。

しかしながら、その内容は単一種類に限定されており、「他にはない」との説明がなされている。

また、外部支援（フードバンク等）への接続も行われなかった。

4 制度趣旨からの逸脱

前記のとおり、非常食の給付は短期的かつ例外的な措置として位置付けられるものである。

それにもかかわらず、本件における約 10 日分の提示は、その性質上明らかに過大であり、制度の想定する範囲を逸脱している。

また、単一種類のみの提示にとどまり、他の在庫又は外部資源の活用が図られていないことから、適切な資源配分及び運用がなされていたとは評価し難い。

5 在庫管理の不適切

情報公開請求により取得した資料によれば、令和7年8月1日において、非常食（アルファ化米五目御飯。以下「五目御飯」という。）97個が賞味期限切れにより廃棄されている。

当該五目御飯は「相談者用」として管理されていた在庫であり、令和6年9月10日に50個、令和7年4月4日に75個（保健福祉局総務部（以下「本庁部局」という。）の保護課から受入・寄贈）合計125個が受け入れられている。

しかしながら、払出しは、令和6年度に15個（1回）、令和7年度に13個（2回）にとどまり、合計でも28個に過ぎず、結果として97個が廃棄されている。

このように、複数年度にわたり払出しが低調であることから、当該在庫が十分に活用されていなかった状況が継続していたものと認められる。

また、当該在庫は単発的受入を含む可能性があるものの、そのような性質であるからこそ、適切な在庫管理及び優先的な活用が求められる。

それにもかかわらず、相談者への提供機会が存在していたにもかかわらず、十分な活用がなされないまま廃棄に至っている。

問題とすべきは、請求人来所時の在庫の有無ではなく、在庫が有効活用されないまま廃棄に至った管理過程にある。

6 （上記5の補足）払出運用の不整合

白石区の受払簿（以下「受払簿」という。）の記録によれば、「五目御飯（相談者用）」については、

- ・令和6年9月12日 15個払出し

- ・令和7年4月4日 4個払出し
- ・令和7年5月13日 9個払出し

が確認され、これらはいずれも生活保護の非受給世帯（以下「非受給世帯」という。）に対する払出しとされている。

一方でわかめ御飯については、主として生活保護の受給世帯（以下「受給世帯」という。）への払出しが行われており、一部に非受給世帯への払出しも認められるものの、その時点では五目御飯の在庫は既に存在していなかった。

このような払出状況からすれば、本来「相談者用」として位置付けられていた五目御飯について、相談者への優先的な配分が十分に行われていたとはいえず、結果として在庫を残したまま廃棄に至った可能性が認められる。

また、同種の非常食でありながら、品目ごとに払出対象が実質的に分かれている状況は、明確な基準に基づくものとは認め難く、運用の一貫性を欠くものである。

7 財産管理上の問題

本来であれば、当該物資は有効期間内において必要な相談者に適切に配分されるべきものであり、その運用次第では有効活用が可能であった。

しかしながら、本件においてはそれが十分に行われず、結果として廃棄が生じている。

また、請求人に対しては単一種類の提供しか提示されておらず、このことは在庫管理及び払出し運用の不備が具体的に現れたものと評価できる。

したがって、本件は市の財産である非常食について、その性質に応じた適切な管理及び有効活用がなされていない事例であり、自治法第242条第1項にいう「財産の管理を怠る事実」に該当する。

8 求める措置について

札幌市監査委員（以下「監査委員」という。）に対し、自治法第242条第

1 項に基づき、以下の措置を求める。

- (1) 監査委員は、本件における非常食の管理及び払出しの実態について調査を行い、当該在庫が大量廃棄に至った経緯及び原因並びに財産管理上の適否を明らかにすること。
- (2) 当該在庫について、賞味期限を踏まえた計画的な払出し及び適切な在庫管理が行われていたか否かを検証し、関係職員の管理責任の有無を明らかにすること。
- (3) 上記調査の結果、財産の管理を怠る事実が認められる場合には、市長に対し、同様の事態が再発しないよう、非常食の管理及び払出しに関する運用の見直しその他必要な是正措置を講ずるよう勧告すること。
- (4) 併せて、市長に対し、非常食の提供がその制度趣旨に沿った適切な範囲で行われるよう、必要な運用改善について検討し、適切な措置を講ずるよう勧告すること。
- (5) また、本件により市に損害が生じていると認められる場合には、市長に対し、関係職員に対する損害賠償請求その他必要な措置を講ずるよう勧告すること。

第3 市長の弁明について

令和8年4月30日、市長から本件措置請求に対して弁明及び意見（以下「弁明書」という。）が提出された。その内容は次のとおりである。

1 非常食の給付の取扱いについて

(1) 非受給世帯への給付について

ア 非受給世帯への非常食給付の考え方

非常食については、「保護課相談窓口に来所した方への災害用非常食の給付について（平成24年5月2日付け札保指第264号。以下「給付通知」という。）」に基づき、非受給世帯に対して給付するものであり、給付の目的及び給付対象者は次のとおりである。

(ア) 目的

保護課の相談窓口に来所し、保護の申請には至らないものの一時的に生活に困窮している方等への緊急避難的な対応として、災害用非常食を給付する。

(1) 給付対象者

保護課の相談窓口に来所し、近日中の収入が予定されているなど将来的な目途があることから保護の申請には至らないが、短期的に生活に困窮している者等、保護（一）課長が事情やむを得ないと認める者

イ 非常食の調達

非常食の調達は、例年、本庁部局が集中的に行い、各区保健福祉部（以下「各区部局」という。）に配分している。

(2) 受給世帯への給付について

ア 受給世帯への非常食給付の考え方

受給世帯については、生活扶助として現金給付される生活保護費（以下「保護費」という。）の範囲内において通常予測される生活需要を賄うべきとの考えから、原則として、非常食の給付対象としていない。ただ、受給世帯に対しても、事情やむを得ないと福祉事務所（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）における保護の実施機関（同法第 19 条第 1 項）であり、市では札幌市福祉に関する事務所設置条例（昭和 46 年条例第 48 号）により、各区部局を福祉事務所と位置付けている。以下同じ。）の長が判断する場合には、例外的に受給世帯にも非常食の給付を認める取扱いとしている。

イ 非常食を給付した場合の収入認定

生活保護法に定める生活扶助では、最低生活費に足りない分が保護費として支給される。最低生活費とは、国が定める基準により計算した 1 か月の生活費をいい、受給世帯の世帯人数、年齢等を基に算定される。

当該最低生活費から、受給世帯の収入を控除した額が保護費として支給され、例えば、受給世帯が他から仕送りなどの援助を受けた場合には、当該額を収入として認定した上で、当該額を最低生活費から差し引いた

額を保護費として支給する。これは、物品による援助であっても同様で、当該物品を現金換算した額を収入として認定した上で、保護費を計算することとなる。

そのため、受給世帯に例外的に非常食を給付した場合にも、これを収入として取扱い、本庁部局が非常食を調達した際の金額を基に計算した額を、受給世帯の収入として認定し、保護費の計算が適切に行われるようにしている。

ウ 白石区における取扱い

令和7年9月19日時点で受給世帯であった請求人に対しては、白石区が福祉事務所として請求人への生活保護の事務を行っていた。

白石区では、「令和7年度以降の災害用非常食の取扱いについて（令和7年3月17日白石区保健福祉部長決裁。以下「白石区基準」という。）」において、受給世帯に非常食を給付する場合の考え方等を定めており、その内容は以下のとおりである（なお、白石区基準中「被保護世帯」とあるのは、本弁明書における「受給世帯」の意である。）。

(7) 給付の考え方（給付の判断）

被保護世帯には、原則、非常食の給付を行わない。ただし、以下の4点や「非常食給付検討事例集」を確認の上、非常食を給付せざるを得ない窮迫した状況にあると認められる場合には、各課（一課～四課）の判断により、状況回復に必要な最小限度の給付を行って差し支えない。

なお、給付に際しては、担当CW（ケースワーカー）の独断によることなく、SV（査察指導員）や課長を含めて検討を行うこと。

	項目	着眼点
(1)	手持金、預貯金の残金	・本人保有の預金通帳の残高を確認する（通常使用している通帳以外も確認）
(2)	保存食料の有無	・SV同行による家庭訪問により保存食料の現物を確認する（ただし、来庁による相談で立

		ち上がることができない等の緊急性が認められる場合はこの限りでない。)
(3)	扶養義務者・近隣地縁者からの食料援助の可能性	・日常的に精神的な支援を行っている扶養義務者等への援助要請を助言する(ただし、来庁による相談で立ち上がることができない等の緊急性が認められる場合はこの限りでない。)
(4)	即時入院の必要性(生命に危険のある状態か)	・食料確保が困難な状況である他、ライフラインの断絶等の状況が認められる場合は、非常食給付ではなく(と併せて)医療機関への入院を促す。

(イ) 給付手続

収入認定の取扱いを明確なものとするため、給付を希望する被保護世帯より「受領書」を徴取すること。

(ウ) 給付後の措置

非常食を給付した場合は、本人に対し適切な金銭管理について強く指導するとともに、定期的に家計状況を確認する等、給付の常連にならないよう必要なサポートを行うこと。

また、窮迫状況に至った経緯として、事件性が認められる場合、また、金銭管理困難等の本人特性が認められる場合は、非常食給付の他、警察やその他関係機関(救護施設等)に必要な情報提供を行うこと。

(3) 白石区における非常食の種類及び管理

白石区において、令和6年度及び令和7年度に非常食として用意していたのは、五目御飯及びわかめ御飯の2種類であり、そのいずれも、受払簿により受入れ、払出し、在庫数の記録を行っている。

非常食が白石区に配分されるに至る経路は、以下の2通りである。

ア 本庁部局による調達(わかめ御飯)

わかめ御飯については、例年、非受給世帯向けとして本庁部局が集中

的に調達し、各区部局に配分している。白石区では、受給世帯に例外的に非常食を給付する場合においても、本庁部局から配分されたわかめ御飯を給付することとしており、白石区が受給世帯にわかめ御飯を給付する場合の収入認定は、本庁部局がこれを調達した際の価額を基に、令和6年度は1個当たり204円、令和7年度は1個当たり193円として計算している。

イ 災害用備蓄として調達された在庫の有効活用（わかめ御飯及び五目御飯）

市の危機管理局などが災害用備蓄として調達した非常食で、賞味期限が残り少なくなったものが、区の地域防災担当部署（市民部総務企画課）に配分されることがある。地域防災担当部署では、地域での避難訓練などにおいて、参加者への啓発用として非常食を配布するなどの活用をするほか、区の保健福祉部と調整の上、残余の在庫を受給世帯又は非受給世帯向けの給付用として配分することもある。

このほか、同様に市の他の部署が保有していた非常食の在庫が、区の保健福祉部と調整の上、配分されることもある。

なお、五目御飯は、全てこの経路をたどり、白石区に配分されるに至ったものであり、令和6年度及び令和7年度に例外的に抱えていた在庫である。白石区では、令和5年度に五目御飯を在庫として有していたことはなく、令和8年度現在も同様である。かかる配分の経緯から、賞味期限が短いものが多くを占め、白石区では、令和7年8月1日に当時の五目御飯の在庫の全てである97個を賞味期限切れにより廃棄した。

2 請求人の主張に対する市の見解

(1) 制度趣旨からの逸脱について

請求人は、非常食の給付は短期的かつ例外的な措置として位置付けられるものであって、令和7年9月19日、白石区が請求人に対して約10日分のわかめ御飯の給付を提案したことは、明らかに過大であり、制度が想定

する範囲を逸脱するものである旨、また、提案の際、わかめ御飯以外の選択肢が与えられず、フードバンク等の外部支援への接続が行われなかったことから、適切な運用がなされていない旨主張する。

この点、白石区による当該提案は、以下の事実関係及び考え方に基づき行ったものであり、そもそもの認識において齟齬^{そご}がある。

ア 同日、白石区としては、家庭訪問時の請求人の状況を踏まえ、例外的に必要と認められる場合には非常食を給付することもあり得ると考え、一旦は10日分を超えるわかめ御飯を持参し、家庭訪問に臨んだ。ただ、これは不要な往復が発生することのないよう、敢えて多めに持って行ったというだけであり、持参したわかめ御飯全てを給付する意図ではなかった。

イ 家庭訪問において、白石区が請求人が有する金銭及び食料品の状況について確認したところ、金銭は数百円程度しか持たない一方で、食料品は米約1.5キロ、レトルトカレー数食分、パスタ麺少量が残っていることを確認し、また、請求人からも、「家にまだ御飯が残っているため、わかめ御飯であれば不要」との返答があった。

ウ これらの状況を踏まえ、白石区としては請求人を「食料を必要としている人」とは判断できず、結果的に非常食の給付を行わず、また、フードバンクなどの提案も行わなかった。

以上のとおり、白石区は、請求人の当時の金銭及び食料品の状況、また請求人の意思も踏まえて適切な対応を行ったものであり、請求人の主張は当たらない。

(2) 非常食の在庫管理は適切であったこと

請求人は、非受給世帯用とされている五目御飯が優先的に非受給世帯に配分されなかったために、多くの在庫を残した状況で五目御飯を廃棄した可能性がある旨主張する。

この点、請求人の指摘する五目御飯は、元々災害用備蓄として市の別の部局が調達したもので、白石区に配分されるに至るまでの経路が一様でな

い可能性があり、保有在庫の調達価額を統一できないおそれがあったため、収入認定の必要のない非受給世帯に給付していたものである。

また、五目御飯は、上記 1 (3)イで説明したとおり、はじめ災害用備蓄として用意されていたものが、非常用備蓄としては不要となったなどの理由により白石区に配分されるに至ったため賞味期限の到来による廃棄が近いものが多かったという経緯がある。このように、五目御飯の配分は、災害用備蓄としては不要となったが、未だ賞味期限が到来していないものを、非受給世帯への非常食として活用したものであるため、むしろ財産の有効活用が図られているといえる。

以上のことから、運用に一貫性がなく、また、在庫が有効に活用されておらず財産の管理を怠っているといった請求人の主張はいずれも当たらない。また、請求人の主張するような市の損害も発生していない。

3 結論

上記 2 で説明したとおり、市が財産管理を怠った事実はなく、請求人の主張にはいずれも理由がない。ついては、本件措置請求は棄却されるべきである。

第 4 請求人による陳述等の内容

1 弁明書に対する請求人の意見について

令和 8 年 5 月 11 日、請求人から「弁明書に対する補足意見書」(以下「補足意見書」という。)が提出された。その内容は次のとおりである。

(1) 「制度趣旨からの逸脱はない」との主張について

市は、「実際には非常食を給付していない」ことを理由として、制度趣旨からの逸脱は存在しない旨主張する。

しかし、請求人が問題としているのは、実際に給付が行われたか否かのみではない。

本件で問題としているのは、市が内部文書において「緊急避難的対応」

及び「状況回復に必要な最小限度」と位置付けている非常食運用について、職員側において「10日分を超える非常食を持参する」という運用認識が存在していた点である。

市自身、弁明書において「不要な往復を避けるため、一旦10日分を超えるわかめ御飯を持参した」と認めている。

これは、非常食運用が本来想定する短期的・例外的対応の範囲を超えた認識のもとで運用されていた可能性を示すものであり、「実際には給付していない」という説明のみでは、制度趣旨との整合性に関する疑問は解消されない。

また、市は、「請求人宅に米やレトルト食品等が存在したため、食料を必要としている人とは判断できなかった」と主張する。

なお、市の弁明書では「レトルトカレー数食分」等の記載があるが、請求人の認識では、令和7年9月19日時点において既に消費済みであり、実際の食料状況との間に認識差がある。

しかし、そうであるならば、そもそも10日分を超える非常食を持参していた理由との整合性が問題となる。

結果として給付を行わなかったとしても、「大量持参」という行為自体が、制度上の「最小限度」という考え方との関係で合理的であったかについては、なお検証が必要である。

さらに、市は、フードバンク等の外部支援への接続を行わなかった理由について、「請求人を食料を必要としている人と判断できなかった」と説明する。

しかし、本件では、請求人が金銭を数百円程度しか保有していなかったこと自体は、市も認めている。

生活困窮者自立相談支援事業実施要綱においては、既存の社会資源の活用や関係機関との連携が求められており、仮に直ちに非常食給付の必要性がないと判断したとしても、外部支援制度への情報提供や案内等の必要性については、別途検討されるべきであったと考える。

(2) 「非常食の在庫管理は適切であった」との主張について

市は、五目御飯について、「賞味期限が近いものを有効活用した」と説明する。

しかし、受払簿によれば、五目御飯の払出し実績は、令和6年度 15 個、令和7年度 13 個の合計 28 個にとどまる一方、令和7年8月1日には 97 個が賞味期限切れにより廃棄されている。

市の説明する「有効活用」が十分に機能していたのであれば、これほど大量の廃棄が発生した理由について、なお検証が必要である。

また、市は、「災害用備蓄として不要となったものを活用した」と説明するが、請求人は、災害用備蓄からの転用自体を問題としているものではない。

問題としているのは、転用後の在庫管理及び払出し運用が適切であったかという点である。

特に五目御飯については、「相談者用」「非受給者」との区分で管理されていたことが受払簿上確認されている一方、実際には払出し件数が限定的であり、大量廃棄に至っている。

このことから、制度趣旨に沿った計画的な払出し及び在庫管理が十分に行われていたかについては、なお検証の余地がある。

(3) 損害発生について

市は、「市の損害は発生していない」と主張する。

しかし、請求人は、直ちに違法な支出や不正流用が存在すると主張しているものではない。

本件で問題としているのは、市が取得・保有していた非常食について、制度趣旨に沿った適切な払出し及び在庫管理が行われていたかという点であり、その結果として大量廃棄が発生している以上、「財産管理上の適否」について監査委員による検証が必要と考える。

2 請求人の陳述の内容

令和 8 年 5 月 13 日に自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき実施した請求人による陳述において、請求人から補充された主張の概要は次のとおりである。

(1) 令和 7 年 9 月 19 日の白石区保護課の職員が請求人宅を訪問した際の食料の残りについて

令和 7 年 9 月 19 日の 2 ～ 3 日前に 1 度、白石区保護課の職員により家庭訪問があり、その時点で米 1.5 キロ、レトルトカレー 1 食分、パスタ麺少量が残っていた。そして、令和 7 年 9 月 19 日当日は、米 1.5 キロのみで、レトルトカレーもパスタ麺少量もすでに消費済みだった。また、白石区保護課の職員は、この 2 回の家庭訪問時にいずれも残りの食料の写真を撮っていた。

(2) 非常食の在庫管理について

五目御飯が 97 個廃棄されている点について、市は調達価額を統一できない恐れがあったため収入認定の必要のない非受給世帯に給付していたと説明しているが、実際に収入認定が不可能だったのかが疑問であるし、賞味期限が近いのであれば調達価額を統一し、必要としている人に配布するとか、また、フードバンクの方に渡して有効活用してもらおうとかが必要だったと考える。

五目御飯が令和 6 年度に 15 個、令和 7 年度に 13 個、合計 28 個の払出しが行われているが、このような低迷した払出し数量で令和 7 年 4 月 4 日に 75 個を漫然と受入れており、消費数の予測ができたのではと考えられるし、また、賞味期限が近い在庫があるにもかかわらず、漫然と管理していたところにも問題がある。

第 5 監査対象部局職員への関係人調査について

令和 8 年 5 月 13 日、監査対象部局である白石区及び本庁部局の職員に対し、自治法第 199 条第 8 項の規定に基づく関係人調査（以下「関係人調査」という。）を質問形式で実施した。この際の回答を要約すると、次のとおり

である。

1 生活困窮者自立相談支援事業と各区部局の保護課が管理する非常食との関係について

生活困窮者自立相談支援事業は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき生活保護に至る可能性のある経済的困窮者を対象に各自治体を実施する事業であり、受給世帯は支援の対象外となっている。また、同事業の中に非常食を給付するという支援はないため、双方における関係性はない。

2 10 日分を超える非常食を給付することについて

非常食が必要な場合の適正な給付の数量については、1 日分の必要量と必要な日数、これに乗じることになるかと思うが、最終的には世帯の状況を確認して決定する。本件の場合、食料が必要な日数は、次回の保護費の支給までの日数ということになり、例えば 10 日が 1 つの基準になっているわけではない。

3 令和 7 年 9 月 19 日の白石区保護課の職員が請求人宅を訪問した際の食料の残りについて

令和 7 年 9 月 16 日に一般職のケースワーカー 1 人で、請求人宅を訪問した。この時は、1 人だったので証拠を残す意図で食料品の残りの写真を撮った。

同月 19 日当日は、係長職と一般職のケースワーカー 2 名で訪問したので、食料品の残りを目視で確認し、写真は撮っていない。また、この際、米約 1.5 キロ、レトルトカレー数食分、パスタ麺少量が残っていることを目視で確認し、ケース記録にその旨を記載した上で、保護課長が決裁を行った。

4 本庁部局でわかめ御飯 1 種類だけを購入していることについて

わかめ御飯は具材がわかめだけなので、食材アレルギーのリスクが低いと

いうことを確認している。非常食を給付する対象者が広範なので、これを1種類として、アレルギーのリスクが低いものを準備している。また品目を絞って大量調達するため、1個当たりの単価が安くなるというメリットもある。

5 受給世帯によるフードバンクの利用について

生活保護は、受給世帯の方への最低限度の生活維持を目的に行われるという大前提があるので、生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないというふうに定められている。

このため、受給世帯がフードバンクを利用することは、基本的に想定はしていない。

令和7年3月に本庁部局から各区部局の保護課に対し、原則、受給世帯に対しては、安易にフードバンクを紹介するようなことは行わないよう周知しているところである。

白石区保護課としても、このような通知を受けて、基本は非常食の給付ということになる。また、本件の場合、食料があるということなので一旦は非常食を給付していないが、その後に食料が足りないという話があれば、追加で非常食を給付することが可能だったので、フードバンクの紹介というようなことにはならないと考える。

6 白石区保護課において相談者用として給付していた五目御飯について

(1) 必要な数量について

非常食については、相談に来る方の突発的な状況に応じて、緊急避難的な対応に備えるというものなので、計画的にこのくらい定期的に減るといった性質ではない一方で、在庫切れはできるだけ避けたい。

非受給世帯には、過去の実績を見ると支給が全くない月もある一方でまとまった数量が重なってしまうといったことが実際にあり、令和5年5月など、100個以上給付している月もある。このため、必要数量を平均的に

見込みにくいものである。

本件の場合、端から見るとそうではなかったということはあるが、あらかじめそれを想定するのはなかなか難しいと考える。

- (2) 市の他の部署から譲り受けた五目御飯を非受給世帯にだけ給付するというルールについて

白石区保護課において、このようなルールを明文化したものはない。

- (3) 五目御飯を非受給世帯にのみ給付していたことについて

白石区保護課では、本庁部局で購入したわかめ御飯については本庁部局の調達単価を根拠として、収入認定額を決定している。わかめ御飯と五目御飯では、販売価格を見ると、五目御飯の方が数十円高く設定されてるのが一般的である。このため、五目御飯をわかめ御飯と同等品とするということは、当時なかなか難しいのではないかと判断したところである。

また、わかめ御飯と区別して、五目御飯の収入認定額を新たに設定するという事も可能かもしれないが、市の他の部署が五目御飯をいくらで購入していたのか、その辺を確認する必要がある、賞味期限が4、5年ということを考えれば、結構前の購入金額を、色々と調査する必要があるということもあり、さらに、仮にその2つの値段を設定したとした時には、運用もなかなか複雑になってしまうということもある。

よって、五目御飯もわかめ御飯と同額にしてしまう、あるいは五目御飯の収入認定額を新たに設定するという、2つの選択肢を検討する余地があったのかもしれないが、この時点では、このどちらでもなく、収入認定する必要がない非受給世帯用にしておこうと、このような判断をしたということであり、この当時の判断が、不適切だったとまでは言えないのではないかと考えている。

7 令和6年度のわかめ御飯受払簿での不一致について

白石区保護課の令和6年度のわかめ御飯受払簿では、令和6年9月27日に在庫が484個あったが、翌年3月31日の棚卸時の在庫は455個であり、

払い出した記録がないにもかかわらず 29 個減少している。

この点については、令和 6 年度の末に受払簿上の残高と非常食の現物の実数を突合したところ、残高と現物に乖離が生じていたことを発見したため、棚卸しということで実数に合わせる処理を行った。

非常食の制度は、平成 24 年からスタートし、令和 5 年度まで、実際に残高と実数を突合したということが記録上なく、乖離した時期や原因は不明である。非常食給付時の決裁をケース台帳の記録のみで十分と誤認するなどして、受払簿への記載と決裁が漏れた可能性があり、これが長年にわたって蓄積してこういった食い違いになったのではないかと推測している。

なお、令和 7 年度に、係長とケースワーカー 2 人で一緒に家庭訪問をし、確認の上、非常食を給付するというやり方を明確にして、改めて、部内に周知するなどをしており、令和 7 年度については、こうした不一致は発生していない。

また、これまではいわゆる棚卸自体を定期的に行っていたわけではないが、令和 8 年度からはこのようなことがあったので、毎月突合することとしている。

第 6 監査の実施

1 監査対象事項

監査委員においては、本件措置請求書の全てを対象とし、以下の点について監査する。

- (1) 請求人が指摘する、白石区保護課における非常食の管理について、違法若しくは不当な点の有無、又は怠っている事実の有無
- (2) これらの点が認められる場合に、市の損害の範囲の認定
- (3) 市に損害が生じている場合に、その損害の補てんの方法を判断

2 監査対象部局

- (1) 白石区保健福祉部

(2) 保健福祉局総務部

3 白石区保護課への実地調査

令和8年4月24日、監査事務局職員が白石区保護課を訪問し、非常食の管理状況を実地で調査した。

非常食は鍵のかかるキャビネットで箱（1箱 50 個入）ごとに保管されており、就業時間中はこの鍵が常時開いているが、退庁時に鍵をかけていること、また、白石区保護課の職員が非常食を取り出す際は、受払簿にSVと自課の課長が決裁した上で、基本的に管理係長が立ち会うことにしていることとのことだった。

第7 監査委員の判断

1 結論

(1) 白石区保護課における非常食の管理について、違法又は不当な点はなく、怠る事実も認められないことから、請求人の請求には理由がないものとして棄却する。

(2) 下記第8のとおり、監査委員として2点意見を付する。

2 結論に至った理由

(1) 認定した事実

ア 本庁部局が各区部局に周知した非常食の取扱いについて

保健福祉局生活保護担当部長（当時）は、平成24年5月2日付けで各区保健福祉部長宛てに、非常食の取扱いについて、給付通知（通知の内容は上記第3の1(1)アのとおり）により、その目的と給付対象者を周知した。

イ 白石区保護課での非常食の取扱い

白石区保護課では、非常食の取扱いについて、給付通知及び白石区基準（基準の内容は上記第3の1(2)ウのとおり）により取り扱うことと

している。

ウ 本庁部局での令和7年度中の非常食の購入状況

わかめ御飯 6,750 個を 1,268,460 円（税込み。1 個当たり単価：187 円）で購入し、このうち白石区保護課には令和7年6月24日に900個が納品された。

エ 五目御飯の保管について

白石区保護課では、五目御飯を令和6年度及び令和7年度に保管していたが、令和5年度及び現在において保管していない。

オ 本庁部局から白石区保護課への五目御飯の寄贈について

令和7年4月4日に本庁部局から白石区保護課に五目御飯 75 個が寄贈された。これについては、市の他の部署で備蓄していた五目御飯を本庁部局が譲り受け、このうち75個が白石区に寄贈されたものである。

カ 五目御飯の廃棄について

令和7年8月1日に白石区保護課は五目御飯 97 個を廃棄しているが、これは賞味期限切れによるものである。

キ 令和6年度のわかめ御飯受払簿での不一致について

白石区保護課の令和6年度のわかめ御飯の受払簿によれば、最終払出日である令和6年9月27日時点の帳簿残数は484個であった。しかし、令和7年3月31日の棚卸しにおける実在庫数は455個であり、29個分不一致が生じている。

(2) 監査委員の判断

ア 白石区保護課で非常食が過大に給付されているなどについて（請求人による上記第2の1から4までの主張）

(ア) 請求人及び市の主張の不一致について

請求人は「約10日分の提示はその性質上明らかに過大であり、制度の想定する範囲を逸脱している」、「わかめ御飯のみと単一品目の提示にとどまり、他の在庫又は外部資源の活用が図られていない」、「外部支援（フードバンク等）への接続も行われなかった」と主張してい

る。

一方で、弁明書では「一旦は 10 日分を超えるわかめ御飯を持参し、家庭訪問に臨んだ。ただ、これは不要な往復が発生することのないよう、敢えて多めに持って行ったというだけであり、持参したわかめ御飯全てを給付する意図ではなかった」、「白石区としては請求人を『食料を必要としている人』と判断できず、結果的に非常食の給付を行わず、また、フードバンクなどの提案も行わなかった」と主張しており、両者の主張は食い違っている。

また、令和 7 年 9 月 19 日の白石区保護課の職員が請求人宅を訪問した際の食料の残り分量や写真の有無についても双方の認識に差が生じている（市の認識については、上記第 5 の 3 のとおりである。）。

(イ) 本件措置請求での監査の主眼について

本件措置請求における監査の主眼は、当時の詳細なやり取りの存否の事実認定もさることながら、一般的な取扱いとして、10 日分を超える非常食の給付を提示した場合に、それが生活困窮者に対する緊急避難的対応という制度趣旨を逸脱し、違法若しくは不当に非常食を管理していることになるか、又は非常食の管理を怠る事実該当するかどうかを判断することにある。したがって、以下ではこの観点から、検討することとする。

(ウ) 非常食給付の日数に関する判断

給付通知及び白石区基準では、非常食の給付は「緊急避難的」かつ「状況回復に必要な最小限度」の措置とされている。

そして、白石区基準では、受給世帯が窮迫した状況にある場合に状況回復に必要な最小限度の非常食を給付することになるが、通常は、この窮迫した状況を解消するためには、保護費や年金、稼働収入の支給日まで待つ必要がある。

このため、状況回復に必要な最小限度の日数については、上記第 5 の 2 で市が回答したとおり、一律の期間を指すものではなく、困窮し

た状況が解消される日までの期間を、世帯の状況に応じて個別に判断すべきものと解される。

本件の場合、2回目の請求人宅訪問の日から困窮した状況の解消される日までの期間は12日間である。

このように、困窮した状況の解消までに10日以上を要する場合において、仮に10日分以上の非常食の給付若しくは給付の提案がされていたとしても、当該期間に対応して10日分以上の非常食を給付することは、緊急避難的対応及び最低生活保障の観点から通常考えられるものであり、このことが制度趣旨を逸脱した過大な給付であると判断することはできない。

(I) 提示が単一品目だったことに関する判断

市がわかめ御飯のみを購入している理由は、上記第5の4のとおりであり、特に不合理な点はない。

また、本件においては、当時の白石区保護課には、単一品目（わかめ御飯）の在庫しかなかったものである。

なお、「他の在庫又は外部資源の活用が図られていない」という主張に対する判断は、下記イで述べる。

(オ) フードバンク等への接続の有無に関する判断

関係人調査での市の回答は上記第5の5のとおりであるが、フードバンク等への接続の有無については、生活保護行政上の処遇の当・不当に関する議論であり、非常食の管理における違法性若しくは不当性の有無、又は財産の管理を怠る事実の有無を左右するものではない。

(カ) その他の主張に関する判断

請求人は、生活困窮者自立相談支援事業に関しても言及しているが、関係人調査での上記第5の1の市の回答のとおり、同事業と白石区保護課が給付する非常食との間に関係性はない。

(キ) 小括

以上のとおり、両者の当時の状況に関する主張に相違があるものの、

上記(イ)から(カ)までのとおり、白石区保護課における非常食の給付に、違法又は不当な点はないと認められる。

よって、本件に限らず一般的な取扱いとしても、違法若しくは不当な点はなく、又は非常食の管理を怠っていないことから、請求人の主張には理由がないと判断する。

イ 五目御飯の廃棄について（請求人による上記第2の5から7までの主張）

(ア) 請求人の主張について

請求人は、五目御飯が結果として97個廃棄された点について、その原因は非受給世帯に限定して配分した運用にあり、また、わかめ御飯が受給世帯・非受給世帯の双方に配布されていることと比較し、五目御飯の給付対象を限定しているのは、明確な基準を欠いた一貫性のない運用であると指摘する。

加えて、補足意見書及び陳述において、実際に五目御飯が収入認定が不可能だったのかが疑問であるし、賞味期限が近いのであれば調達価額を統一し、必要としている人に配布するとか、また、フードバンクの方に渡して有効活用してもらおうとかが必要だった。さらに、五目御飯が令和6年度に15個、令和7年度に13個、合計28個の払出しが行われているが、このような低迷した払出し数量で令和7年4月4日に75個を漫然と受入れており、消費数の予測ができたのではと考えられるし、また、賞味期限が近い在庫があるにもかかわらず、漫然と管理していたところにも問題がある旨を主張する。

(イ) 白石区保護課での運用についての判断

a 非受給世帯に限って五目御飯を給付していることについて

五目御飯は白石区保護課において常時在庫があるものではなく、令和6年度及び令和7年度に限って保管していたものであり、在庫数としても最大で100個程度であることから、その当時、複数の収入認定額を設定し、収入認定が煩雑になるようなことをしなくとも、

非受給世帯のみに給付することで足りると判断したことが不合理的とまでは言えない。

b 令和7年4月4日に五目御飯75個を受け入れたことについて

令和6年度中の五目御飯の給付が15個とはいえ、令和5年5月に非受給世帯に100個以上の非常食を給付した実績があるため、必要数量を見込みづらいという市の主張に一定の理由があると認められる。

なお、白石区保護課の説明によれば、給付対象者が広範であることから食材アレルギーのリスクが低いわかめ御飯のみの調達を基本としているとのことであり、そうであれば五目御飯を受け入れたことについて、慎重であるべきだったとの見方もできるところである。ただ、食材アレルギーについては、給付を受ける市民一人ひとりの意識で回避できる可能性があり、五目御飯を受け入れること自体が許されないとまでは言えない。

これらのことを考慮すると、漫然と75個の五目御飯を受け入れたとは認められない。

c フードバンクへ渡すなどの有効活用について

五目御飯については、賞味期限までの期間が比較的短かった（令和7年4月4日受入れ分は4カ月間弱）。また、上記bのとおり、いつ、何個必要になるかが見込みづらいものである。

白石区保護課ではこのような状況で五目御飯を運用しており、この期間内にフードバンクへ渡すことなどをしなかったからといって、漫然と管理していたとまでは言えない。

d 小括

以上のとおり、白石区保護課において五目御飯の受入れ及び管理について、よりきめ細やかな対応が行われたほうがより望ましいが、そうかといって、漫然と行われていたとまでは認められないため、五目御飯の廃棄については、違法若しくは不当な点はなく、又は管

理も怠っていないことから、請求人の主張には理由がないと判断する。

ウ 令和6年度末時点での非常食残数の不一致について

(ア) 不一致の状況について

本件措置請求書で請求人は指摘していないが、上記(1)キのとおり、令和6年度のはじめ御飯の受払簿によれば、最終払出日である令和6年9月27日時点の帳簿残数は484個であった。しかし、令和7年3月31日の棚卸しにおける実在庫数は455個であり、29個分が不一致となっていた。

この点、関係人事情聴取での市の回答は、上記第5の7のとおりである。

(イ) 不一致についての判断

この不一致が判明したのは令和6年度末の棚卸し時であり、この時に現物の実数に合わせる処理を行っているが、その後は現在に至るまで同様の状況は生じていない。また、非常食の日常的な管理については、上記第6の3のとおりであり、不備は認められない。さらに、白石区保護課において、請求人が主張するような、違法若しくは不当な点、又は非常食の管理を怠っている事実は認められないことはこれまで述べたとおりである。

以上のことから、この不一致について、不十分な部分が一定の期間あったにせよ、非常食の管理を怠っているとまでは認められない。

第8 監査委員の意見

本件措置請求についての判断及び結論は上記第7のとおりであるが、本件監査において判明した事実について、改善を促すべきと考えるものがあったので、次のとおり2点意見を述べる。

1 令和6年度末時点での非常食残数の不一致について

白石区保護課においては、今後、毎月受払簿と現物の突合を行うなど、公費により調達された市民の財産である非常食の適正な管理を徹底し、再発防止に努めるよう強く要望する。

2 非常食の有効活用について

市における非常食の状況を鑑みるに、これらの管理・運用主体が各区部局に分散していることから、全体的な数量や更新時期が一元的に把握されていない。

非常食の運用において、4～5年という賞味期限に伴う更新はその性質上、必然的に発生するサイクルであるが、賞味期限が切迫した非常食の処理について各区部局における統一的なルールはなく、結果として公費によって調達された非常食を十分に活用しきれないリスクを内包している。

については、各区部局で発生する賞味期限間近の非常食について、必要としている部局のほか、生活困窮者自立支援相談事業所やフードバンク等の支援現場などへ迅速に繋ぐ譲渡スキームを本庁部局の主導により構築するなどし、実効性のある有効活用体制を確立するよう要望する。